

第3章

ケニアの複数政党制化と農村社会

はじめに

サハラ以南アフリカ（以下アフリカ）諸国で1990年代に実施されてきた複数政党制選挙では、政党ごとの得票が地理的に集中する傾向がみられた（Barakan [1993], Reynolds [1998], Lodge [1995], Hyden [1999], Nwosu [2000], Burnell [2000]）。アフリカの多くの国では都市化率はそれほど高くなく、住民の大半は農村部に居住している。その農村部において、地域ごとの住民の投票がそれぞれある特定の政党に集中する傾向が顕著にみられるのである。

1991年の憲法改正により複数政党制に復帰したケニアも例外ではなく、1990年代に実施された2度の国政選挙では、野党各党の得票は、セントラル(Central)州、ニヤンザ(Nyanza)州など一部の地域に大きく偏った。選挙結果に表れたこのような偏りは、野党側の選挙活動が現職与党・政府側から公式・非公式な妨害を受けたため、野党が幹部の出身地域を越えて勢力を伸張させることができなかつたという点に多くを起因していると考えられるが、バーカン(Barkan [1995])のように、政党の得票の地域的な偏りは農村部の住民に内在的な投票行動の表れである、という視点でとらえる議論もある。すなわち、農村社会では都市部に比べて職業別の組織化も経済階層化も進んでおらず、「どの地域に住んでいるか」ということがアイデンティティの重要な源泉になる傾向にある。農村部の住民は、自分たちが住んでいる土地に強い愛着をもっており、投票行動にもそれが現れる。自分たちが居住している

地域のインフラ整備や、地域の主産品の生産者価格維持といったローカルな問題に強い関心が払われるのである。さらに農村部では、政治に期待するものとそうでないもの、望ましい開発のあり方といった「政治的利害のセット」自体が住民に共有される傾向にある。そのために、地域ごとにある特定の政党が住民の圧倒的支持を集めるという結果が現れやすくなる。「農村社会においては、選挙区に過去どれだけサービスしたか、またこれからどれだけサービスできそうかという観点で、住民は政党と候補者を評価する」(傍点引用者)のであり、複数政党制復帰後のアフリカ諸国では、候補者だけでなく、政党も同じように評価を受け、選び取られているはずだ、というのである(Barkan [1995: 107])。

たしかに、選挙結果を全国レベルで俯瞰するかぎりでは、ケニアでも地域ごとにある特定の政党が選び取られてきたかにみえる。だが、本当にそうだろうか。また、時期ごとに住民の候補者選びのポイントに変化がみられる可能性があることにも注意が必要である。1990年代に漸進的に選挙制度改革が行われたこと、にもかかわらず実施された2度の複数政党制選挙のいずれにおいても現職与党が第一党の座を保つ結果になったことは、住民の候補者選びに少なからぬ影響を与えてきたのではないだろうか。具体的にいえば、複数政党制移行後の野党支持地域で、野党離れが起こる兆しへはみられないだろうか。

ケニアの歴史を振り返るとき、この最後の点はとりわけ重要である。ケニアは、1960年代にいったん複数政党制国家として出発しつつも、野党の自主解散、与党への合流により事実上のケニア・アフリカ人全国同盟(Kenya African National Union: KANU)一党制に移行した経験をもつ国である(津田[1993a] [1993b])。複数政党制という枠組みのなかで、実際には何が問われ、住民が与野党あるいは各候補者に何を期待しているかを捉えておくことが、ケニアの場合はとくに、複数政党制の定着の度合いを測るうえで欠かせない布石になると考えられるのである。

複数政党制化を果たしたこと、大枠では無事いわゆる民主化を遂げたケ

ニアであるが、その実態の多くはまだ解明を待っている。本章では、その取り組みの一つとして、分析のレベルを農村部の一選挙区に設定し、1990年代の国政選挙にあたって具体的に何が問われてきたのかを探ってみたい。

以下、まず第1節では、1990年代に2度行われた複数政党制のもとでの国會議員選挙、大統領選挙結果において、野党の得票が特定の地域に集中している様子を概観する。第2節では1990年代に矢継ぎばやに行われた政治制度・法制度の変更を整理し、選挙戦が複数政党制の名のもとで戦われたものの、実際には野党側に著しい不利があったことを示す。選挙結果にみられる地域性をもって「政党投票」が行われたと判断することが妥当でないことを示すのがねらいである。第3節では、複数政党制化以後、野党が圧倒的多数票を獲得してきたセントラル州のなかから、キアンブ (Kiambu) 県のカベテ (Kabete) 選挙区⁽¹⁾を事例に取り上げ、1990年代の国會議員選挙、大統領選挙での候補者選びにおいては業績評価に基づく個人投票が行われたのであり、「所属政党」という選択肢の重要性が低かったことを示す⁽²⁾。

第1節 1992年、1997年複数政党制選挙の結果

ケニアはモイ (Daniel arap Moi) 政権のもと、1982年の憲法改正によって法制度上のKANU一党制に移行した。ケニヤッタ (Jomo Kenyatta) 政権から継承した強権的な政治体制は、モイ政権のもとでその後もますます強化されていくが、1988年実施の第6回国会議員選挙で秘密投票が事实上廃止されるに至って（詳細は第2節を参照）、それまで下野を余儀なくされていた政治エリートや人権活動に取り組んできた教会勢力など国内各派からのモイ政権批判が噴出した。批判のなかで当面の最重要課題とされたのは、KANU一党制の廃止による複数政党制の回復であった。

モイ政権側は当初KANU一党制を死守する構えをみせていた。しかし、国内の複数政党制化要求は高まる一方となり、これに国外の援助供与諸主体か

らの圧力も加わって、モイ政権はついに譲歩を余儀なくされた。複数政党制を容認するというKANU年次党大会での合意を受け、1991年12月10日、国会はKANU一党制条項を廃止する憲法修正法案を可決したのであった。

KANU一党制を廃止する憲法改正が行われた1991年末からまもなくの間は、結成されたばかりの野党民主主義復興フォーラム(Forum for Restoration of Democracy: FORD)の優位が指摘されていた⁽³⁾。しかし、FORDは大統領候補の調整に失敗したことが最大の原因となって、FORD-Asili(大統領候補にマティバ〈Kenneth Matiba〉を擁立。Asiliはスワヒリ語で元祖の意)とFORD-Kenya(大統領候補にオディンガ〈Oginga Odinga〉を擁立)の2党に分裂した⁽⁴⁾。また、複数政党制移行後まもなく、現職閣僚であったキバキ(Mwai Kibaki)はKANUを離党してケニア民主党(Democratic Party of Kenya: DP)を結成した(1991年12月25日)。キバキはケニヤッタ政権期には蔵相、モイ政権期ではその発足直後からほぼ10年間にわたって副大臣を務めたベテラン政治家であり、キバキの新党結成によって、野党勢力の分裂はさらに促進されることとなった⁽⁵⁾。

1992年8月には、憲法の大統領選挙規程に、当選の条件として、最低5州での25%以上の得票を義務づける新しい条項(いわゆる「5州25%ルール」)が盛り込まれた。分裂していたとはいえ、野党各党の幹部はいずれも数多くの有権者を抱える人口稠密地帯の出身であった。それまでの大統領選挙規程(得票数第1位の候補が当選と定められていた)が維持されれば、野党各党にはまだ十分当選者を出せる可能性が残されていた。しかし、この憲法改正が成立したことにより、分裂したままの野党側から大統領を誕生させることは非常に困難になった。国会議員候補、大統領候補ノミネート日(1992年12月9日、14日)がすぎてからも、野党勢力は12月29日の投票日直前まで、合同での選挙ボイコットなど、連合の可能性を模索し続けたが、成功せず、分裂したままで投票日に臨むこととなった。

一方、与党KANUは、複数政党制復帰直後には閣僚を含め少なからぬ議員に脱党を許したもの、モイとそのコア・グループを中心とする主流派の結

束を維持することに成功した。KANUは188選挙区のすべてに国会議員候補を擁立し、現職のモイを大統領候補に無事指名したのであった。

独立後の国政選挙としては1966年の国会議員補欠選挙を除いて初となる、野党参加のもとでの総選挙は、当初の日程どおり、1992年12月末に実施された。この選挙では、複数の大統領候補が立候補したことにより独立後初めて大統領選挙が行われ、あわせて国会議員選挙と地方議会議員選挙が行われた。大統領選挙は有権者による直接投票制、国会議員選挙は188議席が小選挙区制により争われた⁽⁶⁾。

結果は、与党KANUと現職大統領モイの勝利に終わった（表1、表2）。KANUは、選挙で争われる188議席のうち100議席を獲得して過半数を占め、これに大統領指名議員12名が加わって、合計112議席の勢力となった。モイもまた、大統領候補8名のなかで唯一「5州25%ルール」を満たし、また得票数でも1位となって当選を決めた。

ただし、KANUとモイの「勝利」はそれほど磐石なものではなかった。1位とはいっても、モイの得票は有効投票数約540万票のうち180万票と、全体の4割にも満たなかった。一方、主要な野党大統領候補であるマティバ

表1 1992年国会議員選挙における政党、州別議席数と大統領指名議員数

政党	ナイロビ	セントラル	イースタン	北東	コースト	リフトバレー	ウェスタン	ニヤンザ	指名議員	合計
KANU	1	…	21	8	17	36	10	7	12	112
FORD-Kenya	1	1	1	1	2	2	3	20	…	31
FORD-Asili	6	14	…	…	…	4	7	…	…	31
DP	…	10	9	…	1	2	…	1	…	23
KNC	…	…	1	…	…	…	…	…	…	1
KSC	…	…	…	…	…	…	…	1	…	1
PICK	…	…	…	1	…	…	…	…	…	1
合 計	8	25	32	10	20	44	20	29	12	200

（注） 各政党の正式名称は以下のとおり。KANU: Kenya African National Union, FORD-Kenya: Forum for Restoration of Democracy-Kenya, FORD-Asili: Forum for Restoration of Democracy-Asili, DP: Democratic Party, KNC: Kenya National Congress, KSC: Kenya Social Congress, PICK: Party of Independent Candidates of Kenya.

（出所） Throup and Hornsby [1998: 443 (Table 10.2)] より筆者作成。

表2 1992年大統領選挙における候補者、州別得票

候補者	ナイロビ	セントラル	イースタン	北東	コースト	リフトベレー	ウェスタン	ニヤンザ	合計
モイ KANU	62,402 17%	21,882 2%	290,494 37%	57,460 78%	200,596 64%	<u>994,844</u> <u>68%</u>	217,375 41%	111,873 14%	1,956,926 36%
マティバ FORD-Asili	165,553 44%	<u>621,368</u> <u>60%</u>	80,515 10%	7,440 10%	35,598 11%	274,011 19%	192,859 36%	26,922 3%	1,404,266 26%
キバキ DP	69,715 19%	372,937 36%	398,727 51%	3,297 4%	23,766 8%	111,098 8%	19,115 4%	51,962 6%	1,050,617 19%
オデインガ FORD-Kenya	75,898 20%	10,765 1%	13,064 2%	5,237 7%	50,516 16%	83,945 6%	94,851 18%	609,921 75%	944,197 17%
その他	2,006 1%	7,064 1%	6,432 1%	...	2,517 1%	3,605 ...	6,939 1%	15,709 2%	44,318 1%
合計	375,574	1,034,016	789,232	73,460	312,993	1,467,503	531,159	816,387	5,400,324
		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(注) (1) 主要候補の出身州の得票数、得票率には下線を付した。

(2) 候補者の所属政党の正式名称は以下のとおり。モイ (Daniel arap Moi) : Kenya African National Union, マティバ (Kenneth Matiba) : Forum for Restoration of Democracy-Asili, キバキ (Mwai Kibaki) : Democratic Party, オディンガ (Oginga Odinga) : Forum for Restoration of Democracy-Kenya.

(3) 得票率は少數点以下第1位を四捨五入した。

(4) 得票数合計が1%未満の4名の候補者は、「その他」とした。4名の内訳は、得票の多い順に以下の候補 (かつこ内は所属政党名) である。George Anyona (Kenya Social Congress (KSC)), John Harun Mwau (Party of Independent Candidates of Kenya (PICK)), David Mkaru Ng'ang'a (Kenya National Democratic Alliance (KENDA)), Chibule wa Tsuma (Kenya National Congress (KNC))。
(出所) 高橋 [1998: 85]。ただし、筆者が部分的に修正した。

(FORD-Asili), キバキ (DP), オディンガ (FORD-Kenya) はそれぞれ140万票, 100万票, 90万票を獲得してモイに迫っている (NEMU [1993: Appendix])。また, 国会議員の再選率もわずかに26%と低く, それまでの選挙では比較的高かった大臣 (副大臣 *assistant minister* を除く) の再選率も39%にとどまった (Throup and Hornsby [1998: 536])。大臣を含め, 現職の国会議員は当然のことながら全員がKANUに属していたのであり, 1992年選挙では7割以上の現職KANU議員が議席を保持できなかったことになる⁽⁷⁾。

しかし, 1992年選挙結果にみられる最大の特徴は, 野党側の得票にみられる地理的, エスニック的な偏りであった。これはKANUの側からみれば, 複数政党制導入以後のKANU政権に顕著な低得票地帯が存在するということを意味する。もう少し詳しくみてみよう。なお, 州と県の位置については章末の図を参照されたい。

セントラル州ムランガ (Murang'a) 県出身のマティバ (FORD-Asiliの大統領候補) は, ムランガ県とこれに隣接するキアンプ県, およびナカル (Nakuru) 県⁽⁸⁾で70~90%の高得票を実現したが, 25%以上の得票に成功した州は, ナイロビ (得票率44%。以下同), セントラル (60%), ウエスタン (36%。書記長のシクク *Martin Shikuku* の出身地) の3州のみであり, 残る5州の得票率はいずれも10%前後にとどまっている。

ニヤンザ州シアヤ (Siaya) 県出身のオディンガ (FORD-Kenyaの大統領候補) は, 出身県でほぼ満票を得てニヤンザ州全体でも75%もの高率で得票したが, 同州での得票はオディンガの全得票の実に65%を占めていた。オディンガは, ナイロビでは20%の得票を確保したものの, 残る全域では1~17%しか得票できず, 惨敗した。

セントラル州ニエリ (Nyeri) 県出身のキバキ (DPの大統領候補) の得票も, やはり出身県とその隣接諸県 (キリニヤガ *Kirinyaga*, ライキピア *Laikipia*, メル *Meru*) に大きく偏っていた。ちなみにニエリ県とキリニヤガ県はセントラル州, メル県はイースタン (Eastern) 州, ライキピア県はリフトバレー (Rift Valley) 州とそれぞれ属する州が異なっている。キバキの州

別得票が、セントラル州で40万票(36%)、イースタン州で40万票(51%)、リフトバレー州で10万票(8%)と広範であるかにみえるのは、そのためである。

大統領選挙だけでなく、国会議員選挙でも同様に、野党側得票には地域的偏りがみられた。マティバ率いるFORD-Asili(188議席中31議席を獲得して第二党となった)の議席はセントラル州南部とその隣接地域に集中しており、オディンガ率いるFORD-Kenya(31議席を獲得し、FORD-Asiliと並んで第二党になった)の議員の多くがニャンザ州で選出されている。キバキのDP(23議席を獲得)も議員の出身選挙区はセントラル州の北部とその隣接県に偏っている。

言うまでもなく、ケニアの場合、以上のような投票結果にみられる地域性は、住民のエスニックな居住分布とも非常によく重なり合うし、土地の生産性および農業のあり方、インフラストラクチャーなどの資源の分布状況とも対応するものである⁽⁹⁾。

オディンガに高率の票が集まったのは、ニャンザ州のなかでもシアヤ、キスム(Kisumu)、ホマ・ベイ(Homa Bay)、ミゴリ(Migori)クリア〈Kuria〉選挙区を除く⁽¹⁰⁾の各県だけであった。これら諸県はいずれもニャンザ州最大のエスニック集団であるルオ(Luo)人が主として居住する地域である。これらの県では、いずれもルオ人が住民のほぼ100%を占めている。マティバとキバキに票が集まったセントラル州各県、リフトバレー州のナクル県とライキピア県は、キクユ(Kikuyu)人が集中して居住している地域であり、イースタン州のメル県、エンブ(Embu)県、サラカ・ニシ(Tharaka-Nithi)県にはメル(Meru)人とエンブ(Embu)人が集住している。

ところで、「キクユ人」というエスニックなカテゴリーには、さらに区分するものとしてケニア住民の間で用いられるいくつかの言説がある。ムランガ県出身者を意味する「ムランガ・キクユ」、キアソブ県出身者を意味する「キアソブ・キクユ」、ニエリ県以北のキクユ人を意味する「ニエリ・キクユ」の3分節もその一つである。また、「南部キクユ」、「北部キクユ」という言説もある。マティバはエスニックな属性ではキクユ人であるが、以上の言説のな

かでは「ムランガ・キクユ」ないし「南部キクユ」となる。彼が圧勝したムランガ県、キアソブ県、ナカル県は、「南部キクユ」あるいは「ムランガ・キクユ」、「キアソブ・キクユ」という分節に基づく地域区分とよく一致する⁽¹¹⁾。キバキもまたマティバと同じキクユ人であるが、マティバとは異なって、北方のニエリ県、キリニヤガラ県、ライキピア県で大量の票を得た。この3県は、「ニエリ・キクユ」、あるいは「北部キクユ」という分節と重なる地域である。キバキに票が集中した地域は、これに、隣接のメル人、エンブ人など言語的にもキクユ人に近い人々の住む地域が加わったものだといってよい⁽¹²⁾。

さて、複数政党制復帰後第2回の国政選挙は、憲法の規定どおり5年後の1997年12月に実施されたが、その結果は、国会内の政党の勢力分布の点でも、地域的偏りがみられたという点でも、1992年選挙の結果とほとんど差がないものとなった（表3、表4）。

表3 1997年国会議員選挙における政党、州別議席数と大統領指名議員数

政 党	ナイロビ	セントラル	イースタン	北東	コースト	リフトバレー	ウェスタン	ニヤンザ	指名議員	合計
KANU	1	...	16	10	18	38	16	8	6	113
DP	5	17	8	...	2	7	2	41
NDP	1	1	19	1	22
FORD-Kenya	1	3	9	4	1	18
SDP	1	5	9	1	16
SAFINA	...	3	...	2	1	6
FORD-People	...	3	3
KSC	1	...	1
FORD-Asili	1	1
SPK	1	1
合 計	8	29	35	12	21	48	25	32	12	222

(注) 各政党の正式名称は以下のとおり。KANU: Kenya African National Union, DP: Democratic Party, NDP: National Development Party of Kenya, FORD-Kenya: Forum for Restoration of Democracy-Kenya, SDP: Social Democratic Party, FORD-People: Forum for Restoration of Democracy-People, KSC: Kenya Social Congress, FORD-Asili: Forum for Restoration of Democracy-Asili, SPK: Shirikisho Party of Kenya.

(出所) 高橋 [1998: 88 (表3)]。ただし、筆者が部分的に修正した。

表4 1997年大統領選舉における候補者、州別得票

候補者	ナイロビ	セントラル	イースタン	北東	コースト	リフトバレー	ウェスタン	ニヤンザ	合計
モイ KANU キバキ	55,272 21%	55,822 6%	368,801 36%	46,121 73%	229,084 61%	1,140,109 69%	314,669 45%	215,923 24%	2,445,801 40%
DP ライラ・オディンガ	160,124 44%	885,382 89%	296,262 29%	11,741 19%	50,540 13%	343,529 21%	9,755 1%	138,194 15%	1,895,527 31%
NDP ワマルワ	59,415 16%	6,812 1%	7,755 1%	210 ...	22,794 6%	36,022 2%	13,458 2%	519,259 57%	665,725 11%
FORD-Kenya シギル	24,971 7%	3,067 ...	7,009 1%	4,418 7%	11,156 3%	102,178 6%	338,120 48%	14,623 2%	505,542 8%
SDP シグマ	39,707 11%	29,473 3%	332,578 32%	366 1%	37,600 10%	11,345 1%	3,429 ...	15,319 2%	469,807 8%
FORD-Asili その他	2,342 1%	4,606 ...	2,740 ...	112 ...	888 ...	3,385 ...	20,361 2%	1,388 1%	36,302 1%
合計	366,049 100%	997,890 100%	1,028,219 100%	63,111 100%	375,253 100%	1,643,354 100%	704,430 100%	918,173 100%	6,096,479 100%

(注) (1) 主要候補の出身州の得票数、得票率には下線を付した。

(2) 候補者の所属政党の正式名称は以下のとおり。モイ (Daniel arap Moi) : Kenya African National Union, キバキ (Mwai Kibaki) : Democratic Party, ライラ・オディンガ (Raila Odinga) : National Development Party of Kenya, ワマルワ (Michael C. Wamalwa) : Forum for Restoration of Democracy-Kenya, シギル (Charity Ngilu) : Social Democratic Party, シグマ (Martin Shikuku) : Forum for Restoration of Democracy-Asili

(3) 得票率は少數点以下第1位を四捨五入した。

(4) 得票合計が1%未満の候補者9名は、「その他」とした。9名の内訳は、得票の多い順に以下の候補 (かつ内は所属政党名、得票数) である。Katama Mkangi (Kenya National Congress (KNC), 23,484), George Ayiona (Kenya Social Congress (KSC), 16,294), Kimani wa Nyoike (FORIDA-People, 8,564), Koigi wa Wamwere (Kenya National Democratic Alliance (KENDA), 7,463), Munyua Waiyaki (United Patriotic Party of Kenya, 6,103), Godfrey K. M'Mwireria (Green African Party, 4,555), Wangari M. Maathai (Liberal Party of Kenya, 4,133), Stephen O. Olueth (Economic Independence Party, 3,653), David Waweru Ng'ethe (Imma Patriotic Party, 3,526).

(出所) The Weekly Review (1998年1月9日号) より筆者作成。

選挙に先立って部分的な制度改革が実施にこぎ着けたことで(詳しくは次節を参照), 第2回の国政選挙もほぼすべての政治勢力参加のもとで争われることになった。例外は, FORD-Asiliのマティバであった。マティバは, 「政治制度改革の不備により与野党が公平に選挙戦を戦える状況が整備されていない」として, 選挙のボイコットを呼びかけ, 有権者登録を行わなかった。ケニアの選挙制度では投票権, 被投票権とも有権者登録をすることで獲得されるから, マティバはその双方を失ったのであった。ただし, ボイコットに関して政党内部の足並みはそろわず, 一部は新党FORD-Peopleを立ち上げて移籍し, FORD-Asiliもまたマティバのボイコットをよそに国会議員選挙, 大統領選挙とも立候補の公認を行った。

FORD-Peopleの新設だけでなく, 1992年選挙以降も野党勢力の分裂は進む一方であった。FORD-Kenya内部では, 1994年にオディンガが死亡したために派閥抗争が起こり, オディンガの息子ライラ・オディンガが全国開発党(National Development Party of Kenya: NDP)を結成した(1996年12月31日)。またニヨンゴ(Anyang' Nyong'o)らFORD-Kenya有力幹部の一部も, 活動停止状態になっていた社会民主党(Social Democratic Party: SDP)に移籍して選挙戦に臨んだ。さらにFORD-Kenyaのナンバー2(第一副党首)だったムイテ(Paul Muite)は, ヨーロッパ系ケニア人のリーキー(Richard Leakey)とともに新党SAFINA(スワヒリ語でノアの箱舟の意)を立ち上げた(1995年6月)。1997年総選挙では, 大統領候補を擁立した野党側政党は14にのぼり, 野党の数は1992年総選挙時の7政党から倍増したのであった。

1997年12月29日, 内外のオブザーバー監視のもとで実施された第8回総選挙では, 現職のモイが再選を果たし, 与党KANUが210議席中(1996年に22選挙区が新設された)108議席を獲得, これに大統領指名議員6名を加え, 国会過半数となる114議席を占めた。FORD-Asiliはイースタン州で1議席獲得したのみであった。マティバとFORD-Asiliが1992年選挙で圧倒的強さを誇ったセントラル州南部, リフトバレー州中部とナイロビの各選挙区では, DPが多くの議席を獲得した。DPはこれに加え, 1992年来の地盤であるセントラル州

北部とその隣接地域の議席を維持することに成功し、大統領指名の2議員を加えて（詳しくは次節を参照）前回より18議席多い41議席を獲得して単独で第二党の座に就いた（高橋 [1998: 88-89]）⁽¹³⁾。

派閥抗争によって多くの有力幹部が離党したFORD-Kenyaは振るわず、大統領候補のワマルワ（Michael Kijana Wamalwa）の出身州であるウエスタン（Western）州東部の諸県（ブンゴマ〈Bungoma〉、マラバ／ルガリ〈Malava/Lugari〉、カカメガ〈Kakamega〉）と、隣接するトランス・ンゾイア（Trans Nzoia）県（リフトバレー州）に得票が集中した。NDP、SDP、SAFINAの各党の得票もまた、それぞれの有力幹部の出身地に集中する傾向にあった（*Daily Nation*, 5 Jan. 1998）。

以上を整理すれば、1990年代の複数政党制選挙において、農村部の得票が特定の政党に集中する傾向は明らかである。1992年選挙では、与党あるいは特定野党への高い票の集中がみられた選挙区は、全体の半数に達する⁽¹⁴⁾。すでにみたように、セントラル州南部とその隣接県およびナイロビでは、1992年選挙ではマティバとマティバ率いるFORD-Asiliの候補が圧勝した。セントラル州北部とその隣接県では、1992年、1997年選挙とともにキバキとDPの候補が票をさらった。ルオ人が住民の圧倒的多数を占めるニャンザ州5県では1992年選挙では故オディンガの率いるFORD-Kenyaが圧勝し、1997年選挙では息子のライラ・オディンガ率いるNDPが多くの選挙区で圧倒的強さを誇った。一方、乾燥・半乾燥地域を中心とするリフトバレー州、コースト（Coast）州、北東（North Eastern）州、イースタン州北部の選挙区では、与党KANUの候補が圧勝している。

1997年に承認されたSAFINA、FORD-Kenyaから分裂してつくられたSDPなど必ずしも農村レベルでの圧倒的支持を獲得したとはいえない政党も存在するが、得票が地域的に偏る傾向は、1990年代の複数政党制選挙を戦ってきたケニアの各政党に共通してみられるものだといえそうである⁽¹⁵⁾。

こうした状況を説明しようとする一つの試みとして提示されたのが、バーカンの「政治的利害のセット」論であろう。前述したようにバーカンは、農

村社会の住民特有の投票行動において政党という選択肢も重要な要素になったとの解釈を示している。だがはたしてそうだろうか。複数政党制に復帰したこと、ケニアの農村住民は、政党投票も行うようになったのだろうか。1990年代のような選挙結果が表されたことのみをもって、農村住民が政党を選び取ったと考えることはできないのではないだろうか。

そこで次節では、1990年代のケニアの複数政党制選挙が、一党制時代に政府批判勢力弾圧のために整備されてきた関係諸制度とその運用慣行が手つかずのまま残されるなかで行われたことを示してみたい。マクロな選挙結果で、農村が地域、エスニック・ブロックを形成して特定の野党に一斉に投票したようにみえるのは、実は選挙に関わる制度・運用面で政府批判勢力である野党側の活動が大きく制限されており、幹部の「地元」を越えた支持を獲得できる状態になかったための見かけ上の結果にすぎなかったと考えられるのである。

第2節 野党勢力への弾圧と法制度

1963年の独立時に発足したケニヤッタ政権は、国会での与党KANUの圧倒的な数的優位を背景に、1969年の第2回総選挙までのわずかな期間に、実際に10回にのぼる憲法改正を行っている。1969年来のKANU一党支配への基礎を築いたそれら新規の憲法条項は、独立後も温存されたさまざまな人権抑圧的な旧植民地法とともに、KANU一党制が廃止された1991年以降も野党勢力弾圧のための強力な武器として与党政府側に活用された。

1990年代の複数政党制選挙の結果に影響を及ぼした法制度は、以下の3点に整理できる。第1点が選挙制度そのもの、第2点は政党と個人の政治活動に関わる法制度、第3点が国會議員の資格に関わる法制度である。

第1点の選挙制度に関わる法制度には、二つの問題点を指摘できる。第1の問題点とは、選挙制度の策定、選挙日程の設定に関して大統領に強大な権

限が付与されていることである。大統領は国会解散権をもっている(憲法第59条)だけでなく、1997年選挙投票日の直前まで選挙管理委員会の委員長および全委員の任命権を独占していた(憲法第41条)。選挙管理委員会が中立性を保っていたとはいはず、実際、1992年、1997年の両選挙を担当した選挙管理委員会委員長のチェソニ(Zachariah Chesonni)は、日本円にして数千万もの借金を抱えて高等裁判所裁判官の地位を剝奪された経歴の持ち主であり、借金の返済をめぐるモイ政権との癒着を外部オブザーバーに指摘されてきた人物であった(Throup and Hornsby [1998: 244-247])。

第2の問題点となったのは、1992年8月に採用された「5州25%ルール」(憲法第5条)である。これは得票数1位であることとするそれまでの大統領の当選要件に、ケニア8州のうち5州以上で25%以上得票することという新たな条件を加えたものであった。改正当時から野党勢力は、ナイロビ、モンバサ(コースト州)などの都市部とセントラル、ニャンザ、ウエスタンの各州で、すなわち人口密度が高い地域において圧倒的強さを誇っていた。分裂していたとはいえ、モイの得票を上回る野党勢力の大統領候補が現れる可能性は十分であった。モイとKANU政権にとって、この新たな当選要件が、モイ再選を保障するものとして大きな期待をかけられていたであろうことは想像に難くない⁽¹⁶⁾。

選挙結果に影響を及ぼした第2の法制度は、政党と個人の政治活動を制限する基本的人権に関わる諸制度である⁽¹⁷⁾。まず、結社の自由を事実上制限してきたのが結社法(The Societies Act)である。総選挙に関するいえば、結社法の規程のため「結社承認局」(The Registrar of Societies)の承認を受けたものみが選挙管理委員会によって「政党」あるいは「政党支部」と認められることになる。しかし、結社承認局の中立性が達成されたことはなく、有力な野党勢力の党组织や支部組織を承認しない、あるいは承認を引き延ばすという方法で、同局はケニヤッタ政権時代からKANU政府による野党弾圧の一翼を担ってきた。

たとえば、1960年代に野党のケニア人民同盟(Kenya People's Union: KPU)

の支部承認率は43%（1968年），総選挙直前の1969年になってもなお58%にとどまっていた。反対にKANU支部の承認率は98%であった（Throup [1993: 374]）。1990年代にも，結社承認局は，1995年半ばに結成されたSAFINAの政党承認を，選挙実施のわずかひと月前（1997年11月26日）まで行わなかった。SAFINAには，ヨーロッパ系白人で公社の代表として経験豊富なリーキーをはじめ，セントラル州出身のマイテ，イースタン州出身のムルンギ（Kiraitu Murungi），北東州出身のマアリム（Farah Maalim）など各地の現職国會議員が参画していた。SAFINAは，全国で広い支持を得る可能性のある組織であったが，承認の遅れのために長期にわたって非合法団体として激しい弾圧にさらされ，その勢力伸長は著しく妨害された⁽¹⁸⁾。

移動と集会の自由を制限してきたのが，県行政特別法（The Special Districts <Administration> Act），辺境県法（The Outlying Districts Act），行政チーフ権限法（The Chief's Authority Act），公共治安維持法（The Preservation of Public Security Act）である。いずれもその淵源は植民地時代にさかのぼる。県行政特別法と辺境県法は，県知事（大統領が任命する）に個人の移動を制限する権限を付与している。行政チーフ権限法は，大統領府の末端行政官であるチーフに逮捕権と拘留権，および「平和を乱す可能性のある」活動の禁止権を与えており。公共治安維持法は，警察に裁判抜きでの14日間にわたる拘留権を与えており。

行政チーフ権限法とならんで，公共秩序法（The Public Order Act）と募金集会法（The Public Collections Act）はそれぞれ（規模，開催場所を問わずすべての）政治的な会合と募金集会（いわゆるハランペー）の開催に警察からの許可証取得義務を課してきた。公共秩序法はさらに，すでに許可された集会についても，誰がスピーチを行うかを統制する権限を警察官に与えている。

これらの法に基づく集会の解散命令や個人の逮捕，拘留は，そのほとんどが野党勢力とその活動家あるいは支持者に対して行われてきており，その例は枚挙にいとまがない。1992年5月にはセントラル州キアソブ県で予定されていたDPの政治集会が，開催直前になってキアソブ県知事の命令によって中

止を余儀なくされたうえ、DP活動家1名が逮捕され裁判のないまま8時間にわたって拘留された。選挙直前の1992年12月24日には、ニャンザ州キシイ県での演説の直前にFORD-Kenyaの執行委員4名が逮捕、拘留され、やはり裁判のないまま6時間後に釈放された。オディンガ(FORD-Kenyaの大統領候補)も1992年12月4日に、イースタン州マクエニ(Makueni)県での集会で演説しようとしたところ、警察によって妨害された。同日にはDPのキバキもウエスタン州への移動を県の行政官と警官に阻まれている。

表現の自由は公共秩序法と刑法(The Penal Code)に基づいて制限を加えられてきた。ケニア刑法は司法長官(大統領が任命する)に「公共の秩序や国家の治安維持」を理由として出版物を発禁処分とする権限を付与している。この法制度も、野党勢力の弾圧と、政府を批判するような言論の弾圧に積極的に用いられてきた。1990年2月には、政府を批判する記事を繰り返し掲載していた月刊誌3誌(『ナイロビ・ロー・マンスリー』<*The Nairobi Law Monthly*>, 『ソサエティ』<*Society*>, 『ファイナンス』<*Finance*>)の販売を警察が差し止め、その数日後に『ナイロビ・ロー・マンスリー』誌編集長が逮捕された⁽¹⁹⁾。複数政党制化後の1993年2月にも警察は、月刊誌3誌(『ファイナンス』, 『ソサエティ』, 『エコノミック・レビュー』<*The Economic Review*>)の各最新号をナイロビの小売商人から没収している。1994年1月にはマティバの新著が警察によって没収され、つづいて発禁処分となったほか、1995年2月には、ムランガ県のカソリック教区発行のキクユ語雑誌が発禁処分に処せられている⁽²⁰⁾。

第3点の国會議員の資格に関する法制度では、憲法上の三つの規程が野党勢力弾圧の鍵となっている。一つは、国會議員選挙への無所属の立候補を禁止した条項(憲法第34-d条), もう一つは、国會議員選挙時の所属党を離党した議員は議席を喪失とした条項(憲法第40-a条)であり、いずれもケニヤッタ時代に当時の野党勢力KPUを弾圧するために憲法に盛り込まれた条項である。最後が、大統領一人に12名もの国會議員任命権が与えられていること(憲法第33条)である。

これらの法制度により、複数政党制復活を待ってKANUを離党した国會議員は全員議席を失った。このことが、KANU主流派に国会の独占を許し、「5州25%ルール」を成立させてしまったのである。また、国會議員選挙に立候補するためには常に何らかの政党組織に属していなければならぬが、この政党組織は前述の結社承認局に承認されないかぎりは非合法であり、立候補の基礎とならない。加えて、憲法の規定によれば大統領は12名の国會議員指名枠に必ずしもKANU党員のみをあてる必要はないにもかかわらず、1992年選挙後の任命に際してモイは、12名すべてをKANU組織から選び、うち2名（いずれも国會議員選挙に立候補して落選したKANU候補であった）を閣僚に任命したのであった。

このほか、1986年から1988年にかけてモイ政権は「司法の独立」原則を放棄し、司法長官、高等裁判所裁判官および控訴裁判所裁判官の在職権保全規程を廃止してすべての任免権を大統領に与えた。1988年にはまた、ケニア放送会社法 (The Kenya Broadcasting Corporation Act) の設置により当時国内唯一であったラジオ局が国営化された。1991年の複数政党制復帰後は、雑誌、新聞上ではかなりの政府批判が展開されたが、ケニアのとくに農村部では主力の情報媒体はラジオである。そのラジオ局が国営化され、KANU政府寄りの偏向した報道体制をとったことの影響は大きかった。

ちなみに、1980年代に行われた国會議員選挙（1983年、1988年実施）では、(1)上述してきたような何重もの弾圧装置が機能していたことに加え、(2)KANU一党制が憲法で規定されており、(3)KANU予備選挙（一党制であったため国會議員選挙に代わる機能を果たしていた）に1986年から「行列方式」と「70%ルール」⁽²¹⁾が採用されたことで秘密投票が事実上放棄され、(4)政府批判派の有力政治エリートの被選挙権を剥奪する目的でモイがKANU除名処分を多用していた。そのため、大統領選挙が行われなかつた（対抗者が立候補できない仕組みになっていた）のはもちろん、定期的な開催だけは守られていた国會議員選挙でさえ、その正統性付与機能はほとんどないに等しい状態であった。

こうした歪んだ政治体制への抗議が国内各派から高まったことでモイ政権はKANU党規約と国の法制度の改善をせざるをえなくなったのであるが、結局のところ、こうした「改善」は、とくに1992年総選挙の段階ではごく一部にとどまっていたといわざるをえない。1991年の「民主化」で達成されたのは、実は単に憲法のKANU一党制条項部分を廃止したことだけであった⁽²²⁾。

当然、さらなる法制度改革を求める声は収まらず、複数政党制復帰第2回の総選挙実施が近づくにつれ、内圧は高くなっていた。これに応じる姿勢をみせるためにモイ政権側は、第7次国会の国會議員（1992年12月選出）任期切れが半年後に迫った1997年7月になって、行政チーフ権限法、辺境権法、公共治安維持法などを廃止・改正する法案を作成する姿勢を明らかにした。翌8月にはモイ主導で超党派国會議員団（The Inter-Parties Parliamentary Group: IPPG）が発足し、野党、教会勢力を含む在野の主要勢力との合意(IPPG合意)に到達した。IPPG合意では、大統領の議員任命権に一定の制限が加えられた⁽²³⁾ほか、選挙管理委員会はそれまでの最大11名から10名増の21名となり、半数の10名については大統領は野党側の作成した名簿に従って任命を行うことになった。また、集会、結社、移動の自由に制限を加える機能を果たしていた諸法の関係条項が廃止、あるいは修正された⁽²⁴⁾。

これらの法改正の意義を過小評価することはできない。しかし、改正が実現したのは1997年総選挙のわずか1カ月前であり、また、改正後も治安維持を理由とする集会解散権が依然として警察に付与されていたために、多くの野党集会がその後も解散、中止を余儀なくされた。1997年の国會議員選挙、大統領選挙を前にした野党への弾圧は1992年総選挙時とほとんど変わらない規模で行われたのである。また、選挙管理委員会に野党が参加した時点では、すでに選挙区の再画定（1997年に22増、13選挙区で線引きの変更が行われた）と、有権者登録が終了していたうえ、野党名簿に基づいて任命された委員は選挙管理委員会の半数に満たない。委員長も野党の名簿に拘束されることなく大統領が任命するため、選挙管理委員会の中立性にはなお疑問が残る体制になっていたのである。

1990年代の2回の複数政党制選挙においては、海外からの選挙オブザーバー立ち会いのもとで行われる投票、開票時には大がかりな不正はなかったといえる。また、1980年代の国會議員選挙に比べれば、秘密投票と複数政党制が回復されたという意味で、政治的自由の度合いがかなり向上したことも事実である。これを評して選挙オブザーバーは、「アフリカ的基準では自由で公正な選挙であった」とケニアの複数政党制選挙に一定の評価を加えてきた。

しかし、ケニア選挙に関する「不自由」と「不公正」は、投票や開票時よりむしろ選挙前の段階で行われてきたのである。行政官、警察官による移動・集会の制限、大統領の任命による中立性を欠いた選挙管理委員会、その選挙管理委員会によって10年以上にわたって積み重ねられてきた与党主流派に有利なゲリマンダリング⁽²⁵⁾、IPPG合意でも撤廃することのできなかつた「5州25%ルール」、結社承認局による野党側の政党承認申請受理の遅延、国営ラジオ放送局によるKANU偏向報道、これら枚挙にいとまがないほどの弾圧装置のなかで、野党側勢力は不利な選挙戦を戦わざるをえなかつた。

野党側各党の綱領には、特定地域や特定のエスニックな利益を代表するとの文言はみられない (Wanjohi [1997: 140-153, 220-254])。それでも各党の得票が地域的な偏りをみせたのは、農村社会の住民が積極的に特定の政党を選んで一斉に投票したというより、そもそもケニアの1990年代の2回の複数政党制選挙が「自由で公正な」選挙とはほど遠いものであったため、野党側が有力幹部の出身地域といった中心的地盤を越えて勢力を伸長させること自体が非常に難しかつたためだといえそうである。

ただし、バーカンのいうように、農村社会の成員があるまとまりごとにある特定の政党に一致して投票していることもまた、事実である。それはなぜだろうか。そもそも、選び取られたのは本当に「政党」なのだろうか。そこで次節では、野党が圧倒的支持を集めたセントラル州から、キアンプ県のカベテ選挙区を事例に取り上げて、インタビューをもとに住民の投票行動を検討してみたい。インタビューから浮かび上がってきたのは、地元の開発への高い関心であり、各候補の帰属する政党やエスニシティを、「どれほど開発に

貢献できそうか」という観点に立って検討する、選挙民の姿であった。

第3節 農村住民の投票行動

1. 国政の中のキアンブ県

セントラル州キアンブ県は、土壤や気候条件に恵まれているが、とくに、ナイロビに北接しているカベテ選挙区の地域では、典型的な都市近郊農村として早くから商業的農業が発達してきた。野菜を中心とする園芸作物栽培が盛んであるほか、ナイロビへの通勤圏であることから、都市のベッドタウンとしての機能も果たしている⁽²⁶⁾。

植民地期には、カベテ選挙区を含むキアンブ県は、植民地権力によって一部がホワイト・ハイランドに、残りはアフリカ人居住区に指定され、強制移住が行われた。植民地化の影響は大きく、住民（ほぼ100%がキクユ人）の政治化は早かった。キアンブ県は、土地解放を求める武力闘争の中心的舞台の一つとなっただけでなく、独立後も初代大統領ケニヤッタをはじめ、多くの政治エリートを輩出してきた。

ケニヤッタ政権期の意思決定は、ケニヤッタを中心とする一部のキアンブ県出身キクユ人政治エリート（いわゆる「ケニヤッタ・コア・グループ」）に独占されており、国家の資源配分においては、キアンブ県を含む高位生産力地帯が偏重されていた（高橋 [1996: 89-92]，Throup and Hornsby [1992: 172-176]，Barkan [1993: 87-89]，Chege [1994: 253-254, 262-263]）。キアンブ県住民は、「地元出身」の大統領のもとで、独立後一貫してこうした優位な資源配分を受けてきたのであった。

しかし、1978年のモイ政権の成立によって、政策運営は様変わりした。商業的農業に向かない半乾燥地域出身（リフトバレー州バリンゴ〈Baringo〉県）で、人口比1%程度の小規模なエスニック集団⁽²⁷⁾に属するモイにとって、ケ

ニヤッタ・コア・グループを中心とするケニヤッタ期の政治・経済エリート層の存在は、自らの政治運営の最大の障害であった。モイは、就任後まもなく、高位生産力地帯を偏重していた資源配分の是正、大統領主導募金集会を通じての新興政治エリートの育成と既存エリート層の解体⁽²⁸⁾、ケニヤッタ・コア・グループに不利な人事配置などに着手し、その後も強力に推し進めていった。このなかで、カベテ選挙区国會議員で元司法長官のンジョンジョ（Charles Njonjo）をはじめ、キアソブ県では数多くの有力政治エリートが失脚を余儀なくされた。カベテ選挙区住民は、ンジョンジョの地元選挙区として、彼の政治力の伸長から多くの恩恵を受けていたが、それもわずか数年で終わりを告げた。

1990年代になると、都市部を中心に複数政党制化要求が高まったが、その中枢には、マティバと、彼の弁護を担当することになるカベテ選挙区出身のムイテがいた。政府側の弾圧は激しく、1991年7月7日にはナイロビとその近郊諸都市で民主化要求デモに集まった住民と警察が衝突し、住民十数名が死亡する事態となった⁽²⁹⁾。カベテ選挙区でもこのとき死者が出ている。カベテ選挙区を含むキアソブ県は、ナクル県、ムランガ県、ニエリ県と並んで最も激しい複数政党制化要求運動の推進の場となっていたのであった。

2. カベテ選挙区選挙結果と投票行動

1992年と1997年に行われた国會議員選挙、大統領選挙のカベテ選挙区における結果は、モイとKANUの徹底的な敗北をその特徴としていた（表5、表6）。一党制下のモイ政権期とは対照的にいずれの選挙においても投票率は高く、1992年には有権者登録を行った人の86%が、1997年には78%が実際に投票している⁽³⁰⁾。

国會議員選挙では、1992年、1997年とも、野党（FORD-Kenya, SAFINA）候補のムイテが圧倒的多数の票を獲得して当選している。1992年選挙のKANU候補得票率はわずか1%であるが、それと並んで、1983年から2期に

わたってKANU国會議員を務めてきたキニヤンジュイ (Kabibi Kinyanjui) 候補 (DPから立候補している) の得票率もわずか4%にとどまっている。1997年選挙でKANUは別の新人を公認したが、やはり得票率は5%で、ムイテに大敗している。

大統領選挙でも結果は同様であった。1992年選挙ではFORD-Asiliから立候補したマティバが得票率約90%で他を圧倒しており、以下いずれも野党からオディンガ (FORD-Kenya, 得票率6%, 2位), キバキ (DP, 得票率5%, 3位) と続き、現職のモイはわずか2% (KANU, 866票) を獲得したのみで4位に終わっている。1997年選挙でもモイは、順位こそ3位と少しあげ、得票も2889票と前回の3倍程度に伸ばしたもの、得票率では6%と、4万票近く得票した1位のキバキ (DP, 得票率78%) に大敗している。すでに選挙活動の段階から、この地域における各党の勢力には相当の格差があった模様で、

表5 1992年カベテ選挙区大統領・国會議員選挙における候補者別得票率
有権者登録数62,106, 国會議員選挙投票率86%

	得票数	得票率
国會議員選挙		
ムイテ (FORD-Kenya)	38,416	72%
M.W. Kenyanjui (FORD-Asili)	12,070	23%
キニヤンジュイ (DP)	1,936	4%
S.N. Muiruri (KANU)	757	1%
合 計	53,386	100%
大統領選挙		
マティバ (FORD-Asili)	46,277	88%
オディンガ (FORD-Kenya)	3,246	6%
キバキ (DP)	2,488	5%
モイ (KANU)	866	2%
その他	165	...
合 計	53,091	100%

(注) カベテ選挙区の18歳以上人口は約7万9000人と推計できる。この推計値に基づく有権者登録率は78%，選挙区の18歳以上人口に占める投票率は68%。

(出所) National Election Monitoring Unit [1993: 195-197, 210] より筆者作成。

表6 1997年カベテ選挙区大統領・国會議員選挙における候補者別得票率
有権者登録数68,669、国會議員選挙投票率78%

	得票数	得票率
国會議員選挙		
ムイテ (SAFINA)	48,504	90%
J.N. Mukirae (KANU)	2,676	5%
G. Wakahiu (DP)	1,162	2%
M. Kenyanjui (F-A)	1,104	2%
B.K. Kiroga (F-K)	232	...
合 計	53,678	100%
大統領選挙		
キバキ (DP)	39,575	78%
ンギル (SDP)	6,172	12%
モイ (KANU)	2,889	6%
ライラ・オディンガ (NDP)	704	1%
シクク (FORD-Asili)	302	...
ワマルワ (FORD-Kenya)	283	...
その他	1,791	3%
合 計	51,716	100%

(注) カベテ選挙区の18歳以上人口は約9万1000人と推計できる。この推計値に基づく有権者登録率は75%，選挙区の18歳以上人口に占める投票率は59%。

(出所) *Daily Nation* (1998年1月5日付), *The Weekly Review* (1998年1月9日号)
より筆者作成。

戸別訪問を実行したのはFORD-Kenya (1992年選挙時のみ) とSAFINA (1997年選挙時のみ) と、いずれもムイテの公認を行った政党のみであった⁽³¹⁾。

1996年と2000年に行った2度の聞き取り調査で浮かび上がってきたのは、1990年代の国會議員選挙、大統領選挙におけるカベテ選挙区住民の候補者選びでは、「開発」(development), 「変化」(change), 「勇気ある人物」(man with courage) の三つがキーワードになっていた、という特徴である。重要なのは、これらのキーワードが一つのセットを形成していたという点であろう。このセットを用いた語りは、属する経済階層、職業的属性の違い、性別の違いにかかわらず聞かれるものであった。自分の関心は地元の「開発」と農業

発展にあるが、それを実現するには現状では不可能であり、「変化」が不可欠である、しかし現政権の確立してきた権威主義体制は堅牢である、それをも打破して変化をもたらすことができるは、「勇気ある人物」のみだ。それぞれのキーワードはこのような文脈で位置づけられていた。「開発」がほしいが、そのためには「変化」が必要であり、そのためには「勇気ある人物」を政局へ送り出さなければならない、だから具体的には「勇気ある人物」を候補に選ぶ、というのである。ここでいわれる「変化」には、経済政策の転換から代議士の交替、モイ政権打倒まで、さまざまな意味が込められる。このセットの語りに端的に表れているように、カベテ選挙区の住民の関心は「開発」にあった。インタビューでは、ケニヤッタ政権期にはめざましい発展があったこと、モイ政権期のなかではンジョンジョが国会議員であった数年間のみ集中して多くの開発がなされたことが往々にして強調され、モイ政権期全般の「憂うべき状況」との対比が行われた。「変化」、「勇気ある人物」の二つのキーワードは、それ自体が求められているのではなく、「開発」を実現する布石として不可欠だと考えられているのである⁽³²⁾。

ムイテの長所としてカベテ選挙区住民によって強調されたのは、野党(FORD, FORD-Kenya, SAFINA)結成の中心的活動家であること、複数政党制化要求活動の結果、逮捕、拘留されたマティバの弁護にあたったこと、政府転覆の嫌疑をかけられたンジョンジョの弁護にあたったことであった。ムイテは、複数政党制化以前の1980年代から1990年代初頭にかけて、言論や集会・結社の自由が厳しく制限されたモイの強権体制に屈することなく、搖るぎない民主化要求活動に携わってきたとして、高い評価を受けたのである。ムイテは年齢的にも若く、弁護士としての活動拠点がナイロビにあったうえ、1992年選挙時には国会議員としての経験もなかった。しかし、カベテの選挙民はムイテの「勇気ある」民主化要求活動、人権擁護活動を「業績」として評価した。選挙では、常に8割近くの選挙民が、ムイテを開発の実現という悲願を託せる人物とみなしてきたのであった。

1992年大統領選挙におけるマティバへの票も、ムイテへの票とほとんど同

様の関心のもとに寄せられたものであった。もとよりマティバの場合は、1988年に下野するまでKANU国会議員および閣僚としての経験をもつため、その経験もたしかに評価されてはいた。しかし、カベテ選挙区住民がマティバを評する第1のキーワードは、「勇気」であった。

1988年のKANUムランガ県支部支部長選挙で、当時モイの不興を買っていたマティバには対立候補がたてられ、マティバは県支部支部長の座を失った。マティバは閣僚職を辞任すること（1989年）で、ムランガ県における自らの追い落とし工作に抗議の意思を表明した。モイがマティバをKANUから除名したため、マティバは国会の議席をも失った。マティバはいったん下野したものの、1990年には同じセントラル州出身で元閣僚のルビア（Charles Rubia）とともに複数政党制化要求を開始した。当然モイ政権による厳しい弾圧が加えられ、数ヶ月後にマティバらは逮捕されてしまう。その後マティバは、裁判のないままほぼ1年にわたって拘留された。

この拘留中に獄中で心臓発作を起こし、生死の境をさまよったことが、マティバを「民主化の殉教者」とみなす風潮を生み出した。マティバは、抗議のためにモイ内閣を辞職した唯一の閣僚であり⁽³³⁾、一党制下で公然と複数政党制を要求した数少ない政治エリートの一人であった。「民主化の殉教者」マティバはこうして、ムイテと同様に「勇気ある人物」としてカベテ選挙区住民から高く評価され、支持されたのであった。

この「開発」ための「変化」、「変化」ための「勇気ある人物」という候補者選びの流れのなかでは、候補の所属政党はあくまで二次的な要素にすぎなかった。ムイテは、1992年と1997年とで別の政党から立候補しており、それぞれの政党の主要幹部の構成や成立の経緯などは全く異なっている。しかし、カベテ選挙区住民は両選挙において変わらない期待をムイテに寄せてきた。また、1992年の国會議員選挙でFORD-Kenyaの候補（ムイテ）に投票した有権者の多くは、同日投票の大統領選挙では別政党であるFORD-Asiliの候補（マティバ）に投票している。そして、1997年選挙をマティバがボイコットする事態に直面したカベテ選挙区の人々が、こそって大統領選挙で投票し

たのは、さらに別の政党であるDPの党首、キバキであった。

冒頭でも述べたように、1990年代の複数政党制選挙におけるカベテ選挙区住民の投票行動は、まずもって現モイ政権の否定によって特徴づけられていた。そのことは、「変化がほしかった」というカベテ選挙区住民の語りに端的に表れている。ただし、政党による候補者選びはそのレベル、すなわちKANUは支持できないという消去法のレベルにとどまるのであり、具体的にどの候補を支持するかを決めたのは、候補の属する政党ではなく、候補個人の民主化関連活動における業績であった。

3. 「ンジョンジョ待望論」の台頭

さて、このカベテ選挙民の間に広くみられた候補者選びのキーワード、「開発、変化、勇気ある人物」のセットに大きな変化が生じたのは、1997年総選挙が終了してからまもなくのことであった。関心の中心であった「開発」に変化はないが、開発をもたらすものとして期待されていた「政権交替」と「勇気ある人物」の二つの要素が脱落し、代わりにKANUを許容する風潮が現れ、「ンジョンジョ待望論」が台頭はじめたのである。

その萌芽はすでに、1997年の大統領選挙にもみてとることができた。1992年には「勇気」に期待してマティバに1票を投じたその同じ有権者が、マティバが選挙をボイコットした1997年には、「勇気」という意味ではほとんど期待できなかつたキバキに投票しているのである。キバキは、一党制時代にモイ政権主流派を批判してこなかつたことはもちろん、複数政党制復帰運動にも参加していない。KANUを離党しDPを結成したのは複数政党制復帰が決まった後のことであった。三つあつたキーワードのうち、真っ先に脱落したのが「勇気ある人物」だったのであろう。ただし1997年選挙の時点では、モイ政権への否定はまだ徹底しており、「KANUを許容する」という動きをカベテ選挙区住民の間に見いだすことは難しかつた。それが、1997年総選挙終了後になって、「KANUでもよい」「モイと関係が深くてもよい」との方向へ大

きく変わろうとしているのである。

この変化をもたらした直接の要因は、モイとンジョンジョの急接近であったと考えられる。ンジョンジョは、セントラル州キアソブ県カベテ選挙区出身のキクユ人で、ケニヤッタ政権期に司法長官を務めた。1970年代半ばに激化したケニヤッタ後継をめぐるKANU派閥抗争では、ケニヤッタ・コア・グループとその他のキアソブ・キクユ人政治エリートを中心とする「憲法改正派」に反旗を翻し、当時副大統領だったモイの大統領職継承を実現に導いた。モイ政権下の1980年には司法長官を辞任し、カベテ選挙区補欠選挙に立候補して初めて議席を得た。ケニア憲法では、大統領になるためには、まず国会の議席を（大統領指名でなく）選挙を通じて得なければならない（憲法第5(3)条）。国会の議席を得たことで大統領選挙への立候補資格を得たンジョンジョは、モイにとって自らの地位を脅かす存在となった。モイは、ンジョンジョをいったん大臣職（憲法大臣）に任命したものの、間もなく、政府の転覆を謀っているとしてンジョンジョを大臣職から解任し、ンジョンジョ問題司法調査委員会を設置して調査にあらせた（1983年）。ンジョンジョは、1983年に実施された国会議員選挙ではその候補となることすらできず、翌1984年にKANU除名処分を受け、政治生命を絶たれた。

断絶していたモイとンジョンジョの関係に雪解けの兆しがあることが初めて公の場で示されたのが、ナイロビの一民間病院拡充のための募金集会であった。集会にはンジョンジョとモイが列席したうえ、モイの求めに応じて二人は互いに握手まで交わしている（1996年6月）。その後大きな動きはないまま1997年の総選挙が終了し、モイは再選を果たしたことで憲法の規定によって最終任期に入った⁽³⁴⁾。モイとンジョンジョが急激に接近したのはそのあとであった。1998年7月には、モイは15年の空白期間を経て、ンジョンジョを公職（ケニア野生動物観光局代表）に任命した。翌8月にモイは、アメリカ大使館爆破事件犠牲者のために国家災害基金を設立したが、その管理委員会会长にもンジョンジョを指名した（19日）。続いて9月には、KANUとDPの主導で連続開催されている紛争調停会合（「キクユ・カレンジン平和会合」）にンジョン

ジョが参加(19日, 26日)した。11月になるとモイは、土地分配制度に関する調査を行うとして大統領諮問委員会を設立し、その委員長にまたもンジョンジョを指名したのであった。

こうした公職への任命とならんと、カベテ選挙区住民の間でしばしば言及されるのが、1998年8月にナイロビのノーフォーク・ホテルで開催された、キバキ、ンジョンジョによる秘密会合(ノーフォーク会談)である。新聞報道は、1998年8月5日に同ホテル1階のメインダイニングが昼間2時間にわたって貸し切られたこと、そこでキバキとンジョンジョが会談したこと、そこにはムイテと、ンジョンジョの顧問弁護士でキアンブ県キアンバア(Kiam-baa)選挙区DP国會議員のカルメ(Njenga Karume)が列席していたことを伝えたのみであった⁽³⁵⁾。しかし、カベテ選挙区住民の間では、そこで行われたのはムイテへの辞職要請であった、とまことしやかに語られるようになっている。モイ後継としてンジョンジョを大統領候補にするためには、ケニアの憲法規定によればンジョンジョ自身がいずれかの選挙区で国會議員として選出されなければならない。しかし、ンジョンジョの地元選挙区であるカベテではこれまでムイテが圧勝して議席を保持してきた。そのため、会談の席ではンジョンジョに選挙区を提供すべくムイテへの辞職要請がなされた、とうわきされているのである。そうしたうわさのなかでは、カルメがモイ側近のビウォット(Nicholas Biwott)と前述の紛争調停会合を共催してきた流れから、このノーフォーク会談はモイの賛同を得て開催されたとされている⁽³⁶⁾。

会談内容など詳しいことはその後も明らかにされていないが、ここで重要なのは、モイによるンジョンジョの公職への任命やノーフォーク会談の開催が、カベテ選挙区住民の間にンジョンジョの大統領職後継への期待を呼び覚ましたという点である。これと呼応するかのように、2000年に行ったインタビューでは、ムイテは10年間の国會議員生活にもかかわらずカベテ選挙区を開発をもたらしていないので評価できない、といったムイテ交替論も出始めていた⁽³⁷⁾。

そもそも1992年選挙のときから、ムイテが「勇気ある人物」との評価を勝

ち得た主な要因に、モイによって政治生命を強権的に奪われた地元の盟主であるンジョンジョの弁護にあたったという経験があったことは先に述べたとおりである。地元では、ンジョンジョが国会議員であった期間はわずか数年だったにもかかわらず、カベテ選挙区内に工場、井戸、クリニック、切り花栽培事業など数多くの開発がもたらされ、またンジョンジョ個人の出資でさまざまな公衆衛生活動がなされたと、10年以上経った1996年の調査時点でも、ンジョンジョへの開発実績に対する住民の評価は非常に高いものであった。

ちなみに、ンジョンジョは、単なる国会議員候補として期待されているのではなく、モイを後継する大統領候補としての期待をも集めているのであり、「ンジョンジョ待望論」にある地元大統領への期待という側面を見落とすことはできない⁽³⁸⁾。2000年1月のインタビュー調査では、次回こそキアンプ・キクユ人の手に大統領職を取り戻したいという発言を何度も聞いた。それを端的に表した言い回しが、「オートバイはチャニア(Chania)川をわたらない」であった。オートバイは大統領職のこと、チャニア川はキアンプ・キクユ人と「それ以外のキクユ人」(ニエリ・キクユ人、ムランガ・キクユ人)の居住域の境界を意味している。初代大統領で、大いなる開発をもたらしてくれたケニヤッタはキアンプ・キクユ人であり、すなわち「オートバイ」は「チャニア川の手前」にあった。複数政党制に復帰したとはいえ、1990年代の大統領選挙では「チャニア川の手前」出身の有力大統領候補を出すことはできなかつた。この言い回しが意味しているのは、2002年こそ「オートバイ」を「チャニア川の手前」に取り返したいという、地元大統領待望論なのである⁽³⁹⁾。

こうした、次期大統領をめぐるカベテ選挙区住民の説明のなかでは、少なくとも野党候補でなければならないという点で多くの関心が一致していた1990年代よりもさらに進んで、「ンジョンジョならKANUから立候補しても支持する」という新しい選挙態度が表明されるようになっている。そもそもカベテ選挙区では、「KANU」という政党は通時的な組織として認識されているのではなく、「ンジョンジョ議員時代のKANU」、「ケニヤッタ期のKANU」、「モイ期のKANU」など、主要な個人の任期と結びつけられてい

る。2002年のモイの引退が確実視されるなか、カベテ選挙区では、「憎むべき」モイと接近したンジョンジョは、拒否されるどころか、後継候補として大いに歓迎されている⁽⁴⁰⁾。次回総選挙時にこの選挙区では、国会議員選挙、大統領選挙とも「KANU候補」(ンジョンジョ)が票をさらう可能性がでてきていたのであった。

おわりに

1990年代に行われた2度の複数政党制選挙では、国会議員選挙、大統領選挙とも、野党側各党の得票がそれぞれ特定の地域に偏っていた。票が特定の政党に集中する傾向は、とくに農村部において明らかであった。

ただし、これをもって農村住民が政党を選び取ったとするのは早計に過ぎるだろう。第2節でみてきたように、それらの選挙はけっして「自由、公正」な環境で行われたものではなかった。野党側勢力は、移動、集会、結社、表現の自由が制限されるなか、政府寄りの選挙管理委員会によって定められた不利な選挙制度のもとで選挙戦を戦わざるをえなかった。野党側各党は、そもそも、こうした激しい弾圧が加えられるなかで、それぞれの有力幹部の出身地域を越えた政治活動をすること自体が困難な状況におかれていたのである。

一方、選挙区レベルの分析の事例として取り上げたカベテ選挙区住民へのインタビューからは、「政党」という選択肢がほとんど考慮されていない状況が浮かび上がってきた。1997年総選挙終了後にいたっては、モイとンジョンジョが接近するなかで地元大統領への期待が膨らみ、今まで野党候補に票を投じてきたカベテ選挙区住民が一齊に「KANU候補」に投票する動きさえ見え始めている。

どの政党に票が集中するかという点に限れば、激しく変化してきたカベテ選挙区住民の投票行動ではあるが、それを貫いて、搖るぎない関心の対象と

なってきたのは、地元の開発である。1992年と1997年の選挙では、「変化」と「勇気ある人物」が「開発」と並んで候補者選びのキーワードになっていたが、これらのキーワードはすべて、地元の開発を実現するための最も確実な方便と捉えられていた。カベテ選挙区では、次回の国会議員選挙でKANU候補が大勝する可能性さえできているが、それもまた、「KANUのンジョンジョ」を支持することが開発実現への近道だという判断に立つてのことである。期待は常に「個人」に対してかけられている。選び取られたのは政党ではなく、たまたまその選挙時にその政党に所属していた個人なのである。

もちろん、ここで取り上げてきたのは、一つの選挙区にすぎず、交差投票が行われているという点で他の多くの選挙区とはやや異なる性質をもっていたことも否定できない。しかし、カベテ選挙区住民が、圧倒的多数の票をもって野党側候補を支持してきたという意味で、農村部の一つの典型であることもまた事実である。

そのカベテ選挙区において、モイ後継が摸索されるなか、住民がKANUを許容する方向へ動きつつあることは注目に値する。票数で野党が与党を凌駕しても政権交替が達成できないという、1990年代に続いてきた閉鎖的状態が打開されなければ、次回以降の国政選挙でセントラル州、ニャンザ州、ウエスタン州など他の農村部においても「開発」を望む票が与党KANUに集まっていく可能性が考えられるのである。国会における圧倒的な数的優位を背景に事実上のKANU一党制へと移行した1960年代のケニアを振り返るまでもなく、KANUが単独で憲法改正を行えるだけの勢力を回復するようなことがあれば、国会のもつ調整システムはほとんどその機能を失ってしまう。その果てに待っているのは、おそらく、1960年代の半ばや1980年代から1990年代初頭にかけてのケニアを揺るがしてきた、政治不安の再来である。与党による単独支配を予防する一つの鍵となるのは、政権交替の可能性を高め、野党勢力の弾圧を阻止するための法制度改めであろう。しかし、とくに憲法に記された条項に関して、その進捗状況は思わしくない⁽⁴¹⁾。多大な犠牲を支払って回復にこぎ着けた複数政党制が、今後のケニアでどれほど機能し続けるこ

とができるのか、状況は依然として流動的である。

[注] _____

- (1) 選挙区名にカベテという名称が採用されたのは1996年9月であった。それまでの名称は行政区名と同じキクユ (Kikuyu) 選挙区であった。「カベテ」への名称変更にあたって、選挙区の線引き変更などは行われていない。本章では、煩雑化を避けるため、名称の変更前、変更後を問わず「カベテ選挙区」の名称を用いた。
- (2) カベテ選挙区における調査は、1996年7月と2000年1月の2回実施した。1996年調査では、質問票を用いてカベテ選挙区住民100余名にインタビューを行った(詳細についてはTsuda [1996] を参照されたい)。2000年調査では1996年調査でインタビューしたカベテ選挙区住民の追跡調査を行った。カニンガ (Kanyinga [1994]) による調査カテゴリー(12分類)。小農経営者、政府の行政官、農業協同組合の幹部、教員、教会関係者、各政党地方議会議員、自助組織の幹部、青年団のリーダー、成功しているビジネスマン、女性組織の幹部、NGOの幹部、行政チーフ)を採用し、1996年にインタビューしたカベテ住民のなかからカテゴリーごとにインタビューを行ってカベテ選挙区の全体像の把握に努めた。
- (3) たとえば、*The Weekly Review*誌1992年1月24日号、1月31日号。
- (4) マティバ派の一部は新党に加わらず、さらに別の政党であるケニア全国会議党 (Kenya National Congress: KNC) に移籍し、ツマ (Chibure wa Tsuma) を大統領候補に擁立した。
- (5) 閣僚の経歴、年次別の閣僚の構成については津田 [1991] を参照されたい。
- (6) ケニアの政治制度では、国会は小選挙区制で選出される議員(1969~88年は158名、1989~96年は188名、1997年以後は210名)と、大統領が指名する議員(12名)で構成される。大統領は国会の選挙区選出議員でなければならない。また閣僚は国会議員のなかから大統領が任命する。モイ政権期には恒常に大統領指名議員が大臣に登用されてきた。
- (7) 再選できなかった者はすべて国会議員選挙で落選したのではない。①KANU もしくは移籍先の野党の公認が得られず立候補できなかった場合、②公認は得られたものの立候補届が何らかの理由で選挙管理委員会に受理されなかった場合も「再選されなかった」として集計されている。
- (8) 1994年8月にキアソブ県北東部とムランガ県南部を併せたシカ (Thika) 県が新設されたため、以後ムランガ県とキアソブ県は「隣接」しなくなっている。ちなみに1996年9月にはムランガ県南部が再度切り離されて、マラグア (Maragua) 県が新設された。以上のように、本章末の図では1997年末時点の

状況を示したため、1992年末の総選挙実施の時点の行政区分は図の状況と若干異なっているので注意されたい。県の線引き変更の詳細については、津田 [2000a: 付表C] で整理した。

- (9) ケニアでは、エスニックな分節が、植民地時代、ケニヤッタ・モイ両政権期を通じて政治的な動員の手段として盛んに用いられてきた。住民の広範な団結の可能性を弱体化させるための最も有効な分断の言説として、政治エリートは好んでこのエスニックな区分を強調してきたのである。ケニアの現在のエスニックな区分は植民地統治、独立政府の統治の便宜のために作成されてきたものであり、州や県などの行政区分もそうした「エスニックな」分節を反映する形で策定されてきた。詳細については、たとえば松田 [2000]、津田 [1996] [2000a] を参照されたい。
- (10) 1992年総選挙実施の時点では、クリア選挙区はミゴリ県の一部であった。クリア県が新設されたのは、1993年7月である。ちなみに、1995年6月と1996年7月にはホマ・ベイ県西部と北部が順に切り離され、それぞれスバ (Suba) 県、ラチュオニヨ (Rachuonyo) 県となった。以上のように、本章末の図では1997年末時点の状況を示したため、1992年末の総選挙実施の時点の行政区分は図の状況と若干異なっているので注意されたい。県の線引き変更の詳細については、津田 [2000a: 付表C] で整理した。
- (11) マティバとFORD-Asiliは、1992年選挙ではキクユ人のなかでも経済的に下層に位置する人々の票を集めたという議論もある。たとえば、Kanyinga [1994: 113, 115-117]。
- (12) キクユ人とメル人、エンブ人のエリート層の政治的連合は、植民地時代にまでさかのぼるものであり、その歴史は古い。たとえば、ケニヤッタ政権期には合同で政治経済団体「キクユ・メル・エンブ人協会」(Gikuyu Embu Meru Association: GEMA) を組織して、圧力団体として強大な影響力を及ぼしていた。
- (13) 1997年選挙を取り上げたその他の重要な論考には、Barkan and Ng'ethe [1998], Bratton [1998] がある。
- (14) 国会議員選挙では、188選挙区のうち88選挙区において1位、2位の候補の得票率の差が50%以上にのぼった (Throup and Hornsby [1998: Appendix 2] より筆者算出)。スロウプらによれば、1位と2位の候補の得票率の差が10%以内の「僅差選挙区」(marginal seats) は、29区 (15%) のみであった (Throup and Hornsby [1998: 443])。
- (15) 1990年代の国政選挙でKANUが議席の維持に成功し、モイが高い得票率を得た地域と、野党側が常に高い得票の維持に成功してきた地域を分ける境界線は、1960年代初頭のKANU、ケニアアフリカ人民民主同盟 (Kenya African Democratic Union: KADU) 二大政党期における両党の政治エリートの出身地

域の境界とほぼ一致している (Throup and Hornsby [1998: 518])。この境界はまた、ケニヤッタ政権から1980年代前半のモイ政権期に行われた国会議員選挙で、投票率および再選率の高低を分けた境界（セントラル州、リフトバレー州中部、ウエスタン州、ニャンザ州、ナイロビとモンバサ〈Mombasa〉では投票率、再選率ともに高く、他の地域ではその逆であった）ともよく対応している。この境界線が、ケニア政治を時代を超えて貫く対立軸のような性格を有するものであるのかどうか、興味深い問題であるが、本章の範囲を超えるためここで取り扱わない。

- (16) 「5州25%ルール」については津田 [1993c] でもふれたことがある。
- (17) 以下、*Daily Nation on the web* (1997年8月2日、17日および9月12日付 ([http://www.africaonline.co.ke/AfricaOnline/nation/970802/], [http://www.africaonline.co.ke/AfricaOnline/nation/970817/], [http://www.africaonline.co.ke/AfricaOnline/nation/970912/]) いずれも1997年9月16日アクセス) を参考にした。
- (18) たとえば、SAFINA結成直後の1995年7月1日、SAFINA活動家3名が理由不明のまま警察署に拘留された。1995年8月10日にはナクル県刑務所に政治犯を訪問しようとしたリーキー、ムイテラSAFINA執行委員と報道関係者が、ムチ、石、腐敗卵などを所持したKANU支持者と称する群衆と同県の刑務所看守に襲われ、7名が重傷を負う事件が起こった。SAFINA執行委員の訪問の様子を取材したフィルムとカメラは没収され、車のガラスが割られた。リーキーとムイテは、この襲撃が政府に組織されたものであり、その目的はSAFINAに暴力的とレッテルを張り、また、政党申請の承認を拒否することにある、と述べた。ちなみにこの事件について警察側は、リーキーたちが非公認集会を開こうとしたところ怒った群衆から襲撃され、警官隊に救出された、と発表している。
- (19) 同誌は、当時まだ非法だったオディンガの政党の綱領を掲載したほか、国会で政権批判を繰り返していたムンガイ (Njenga Mungai) を称揚するなど、その後もモイ政権との対立姿勢を強めていった (*The Nairobi Law Monthly*, 1991年11月号)。
- (20) 月刊誌の名称は『イノオロ』(*Inooro*)。1985年に発行が開始され、教会発表では発行部数1万5000部であった。セントラル州ムランガ県、キリニヤガ県およびナイロビが発売地であった。「イノオロ」はキクユ語で研ぎ器を意味し、キクユ語のことわざ「研ぎ器のある家のナイフは決してなまくらにならない」にちなんで、読者に政治的関心の持続・強化を呼びかける誌名として採用された。同誌の1995年1-2月号には野党活動家マアザイ (Wangari Maathai) の論評2本が掲載されていた。
- (21) 行列方式は、①投票所に各候補者の写真をおき、②有権者が、支持する候補

の写真の後ろに並び、③選挙管理委員（県知事以下行政官、県知事は大統領が任免権をもつ）が候補ごとの列の人数を数えるという方式。70%ルールとは、予備選挙での得票数（並んだ有権者の人数）が全投票数の70%以上になった候補は本選挙を経ず当選とするもの。全候補の得票が70%未満の場合は秘密投票による決選投票が行われた。

- (2) KANU一党制の廃止に先立って、1990年末までにKANUは予備選挙での行列方式と70%ルールを廃止し、あわせて党規約の除名処分条項を廃止した。しかし、翌1991年に一党制放棄を余儀なくされたことで、この1990年のKANU内部改革が国政選挙の正常化に果たす意義はほとんどなくなっている。
- (3) IPPG合意を受けて行われた憲法改正により、新条項（第33条）では大統領は国会での各政党の議席数の比率に応じた議席指名を行うことになった。7名以上の議席をもつ野党は、指名を受けるための名簿を大統領に提出し、大統領がその名簿に従って指名する。議席が7名未満の政党は、被指名権をもたない。
- (4) IPPG合意に基づいて修正された法律は以下のとおり。刑法（扇動的出版物の発禁処分権を定めた部分）、行政チーフ権限法、ケニア放送会社法、募金集会法、公共治安維持法（裁判なしの拘留を定めた部分）、結社法（結社承認局による承認手続きに120日の上限を設定）。これらの法改正を定めた法令改正法（The Statute Law <Repeals and Miscellaneous Amendment> Act）への大統領署名は、1997年11月7日、国会解散の3日前であった。
- (5) ゲリマンダリングのため、ケニアでは政党の得票率と獲得議席数との間にかなりのねじれが生じている。詳しくはBarkan [1995: 112] を参照されたい。
- (6) キアンブ県農業の沿革については、津田 [2000b] を参照されたい。
- (7) ケニアの国勢調査は、10年ごとに実施される。実施年によって、「エスニック集団」と認定される社会集団のレベルは変化する。たとえば、モイ政権成立直後の1979年国勢調査以降に新たに「エスニック集団」とされたカレンジン人は、ケニヤッタ政権期に行われた1969年国勢調査では、七つの「エスニック集団」としてそれぞれ別に計上されていた。七つのエスニック集団とは、ナンディ（Nandi）、キプシギス（Kipsigis）、エルゲヨ（Elgeyo）、マラクウェット（Marakwet）、ポコット（Pokot）、サバオット（Sabaot）、ツゲン（Tugen）である。モイの属する「エスニック集団」は、1969年までの分類法によれば、ツゲンであったが、1979年以降はカレンジンとなつたのである。ちなみに、この合同によって、モイの出身「エスニック集団」の人口比は、全国第5位(10%)に「躍進」した（Republic of Kenya [1979: 25-37]）。松田は、このようにケニアにおいて、より小規模な「エスニック集団」を政治的目的でより大きな「エスニック集団」に糾合してきた経緯を「超民族化現象」と呼んで詳しい分析を加えている（松田 [2000]）。
- (8) モイは、高位生産力地帯への公的な資源配分を削減する一方で、同地域での

KANU主催募金集会に多額の寄付を行った。これは、地方レベルのKANU支部支部長として配置した新興政治エリートを、モイをはじめとする閣僚などから資金集めの唯一のチャンネルと位置づけることで、それら新興政治エリートの高位生産力地帯における政治力を育成しようとの試みであった。詳しくは、Kanyinga [1994] を参照されたい。

- (29) この事件は発生した日付（7月7日）にちなんで「サバ・サバ暴動」と呼ばれている。「サバ」は7を意味するスワヒリ語である。
- (30) 18歳以上人口（推計）の投票率は1992年が68%，1997年が59%である。
- (31) 2000年1月20～24日にカベテで行った，SAFINAキクユ区キャンペーン担当長官（元FORD-Kenya 92年キクユ区キャンペーン担当官），KANU 97年カベテ選挙区キャンペーン担当官，DPキクユ区内政担当書記へのインタビュー。
- (32) たとえば1996年6月6日に行った59歳男性（自営農民）へのインタビュー，1996年6月16日に行った35歳男性（公務員）へのインタビュー，1996年6月22日に行った65歳女性（自営農民），1996年6月23日に行った32歳女性（農業労働者）へのインタビュー。調査の概要については，Tsuda [1996] を参照されたい。
- (33) 1991年12月の複数政党制移行後は多くの閣僚が辞任し，野党に移籍したが，複数政党制移行以前のこの段階では，モイ内閣で大臣職を辞任したのはマティバ・ンジョンジョだけであった。そのンジョンジョも，辞任の理由は抗議ではなく，国會議員選挙に立候補するためであった。Throup and Hornsby [1998: 46] は，罷免，辞任などで大臣職を失った大臣を時系列で一覧表に整理していく参考になる。津田 [1991] では1974年から1988年までの各総選挙で組閣した内閣の一覧表を掲載した。
- (34) モイの引退見通しについては，津田 [1998a] を参照されたい。
- (35) *Daily Nation on the Web* (1998年8月6日付 [<http://www.nationaudio.com/News/DailyNation/1998/060898/>] 2000年12月8日アクセス) など。
- (36) 2000年1月20日に行った2人の小農経営者（元教員の56歳男性，およびSAFINAカベテ選挙区キャンペーン担当長官の男性）へのインタビュー，2000年1月22日に行った2人の小農経営者（DPキクユ区内政担当書記の男性，およびKANUカベテ選挙区支部財務の54歳男性）へのインタビュー，2000年1月24日に行った成功しているビジネスマン（男性）へのインタビュー。
- (37) 2000年1月20日に行った2人の小農経営者（元教員の56歳男性，およびSAFINAカベテ選挙区キャンペーン担当長官の男性）へのインタビュー，2000年1月22日に行った2人の小農経営者（元公務員の58歳男性，およびKANUカベテ選挙区支部財務の54歳男性）へのインタビュー。
- (38) 1997年大統領選挙で「勇気のない」キバキに票が集まったのも，この地元大統領への関心が影響していると考えられる。1997年大統領選挙には15名が立候

補しているが、うち10名は泡沫候補であり、残る6名のなかで、キバキは唯一セントラル州出身であった(表4を参照)。また、1992年大統領選挙でオディンガに投票した複数の有権者からは、「オディンガはもうすぐ死ぬと思ったからだ」という興味深い説明をきいた。たしかに、支持しているムイテ国會議員候補の所属政党の党首であるということで、大統領選挙ではオディンガに投票した。ある意味で所属政党を判断基準にしたといえる。しかし、それは政策などを評価したのではなく、高齢のオディンガが大統領在職中に死亡し、腹心のムイテが大統領職を継承する可能性に期待したためである。すなわち、オディンガへの投票がカベテ選挙区の大統領を誕生させる一番の近道だと考えた、というのである。この有権者たちはいずれも、1997年大統領選挙ではキバキに投票したと述べている(2000年1月20日に行なった2人の小農経営者〈元教員の56歳男性、およびSAFINAカベテ選挙区キャンペーン担当長官の男性〉へのインタビュー)。

- (39) 2000年1月20日に行なった2人の小農経営者(元教員の56歳男性、およびSAFINAカベテ選挙区キャンペーン担当長官の男性)へのインタビュー。後者は、1992年、1997年国會議員選挙時にいずれもムイテの所属する政党のムイテ・キャンペーンを担当していたにもかかわらず、このように発言しているのであり、興味深い。
- (40) たとえば、零細規模小農経営者(男性)は「KANUは嫌いだ。しかし、ンジョンジョはKANUに隠れているだけだ」と述べて、ンジョンジョはKANUに所属しているとも個人の政治家として信頼できるとの見解を示し、次回選挙においてンジョンジョがKANUの公認を受けて立候補したとしてもンジョンジョに投票したい意向を示した(2000年1月22日に行なったインタビュー)。別の中農経営者(男性)は、DPカベテ選挙区支部内政担当書記という地位にありながらもンジョンジョへの期待を表明し、「ンジョンジョが、たとえKANUから大統領候補に立候補したとしても、わたしは隠さず支持する」と述べた(2000年1月22日に行なったインタビュー)。
- (41) 詳しくは、津田[2001]を参照されたい。

[参考文献]

〈日本語文献〉

- 遠藤貢 [1998] 「(書評) Michael Bratton and Nicolas van de Walle, Democratic Experiments in Africa: Regime Transitions in Comparative Perspective. Cambridge: Cambridge University Press, 1997, xvi+307 pp.」(『アジア経済』第39巻第11号) pp. 94-99.

- [2000]「変革期世界とアフリカ」(『国際関係論研究』第14号) pp. 1-25。
- 津田みわ[1991]「ケニアの閣僚構成—1974～90年—」(『アジア経済』第32巻第8号) pp. 88-108。
- [1993a]「ケニアの民主化と複数政党制—1960～69年を中心にして—」(原口武彦編『転換期アフリカの政治経済』アジア経済研究所) pp. 107-130。
- [1993b]「転換期におけるケニア政治—1960年のKADU結成を事例に—」(小田英郎編『アフリカその政治と文化』慶應通信社) pp. 261-292。
- [1993c]「1992年ケニア総選挙—複数政党制回復とKANU—」(『アフリカレポート』第17号) pp. 7-10。
- [1996]「キルワ発言一つくられた部族『カレンジン』に巣くう内紛—」(『アフリカレポート』第23号) pp. 14-17。
- [1998a]「後継問題に揺れるケニア」(『アフリカレポート』第26号) pp. 26-29。
- [1998b]「ケニア政治史年表」(武内進一編『現代アフリカの紛争を理解するため』アジア経済研究所) pp. 197-260。
- [2000a]「複数政党制移行後のケニアにおける住民襲撃事件—92年選挙を画期とする変化—」(武内進一編『現代アフリカの紛争—歴史と主体—』アジア経済研究所) pp. 101-182。
- [2000b]「ケニアにおける政治変動と農村—セントラル州キアソブ県の事例から—」(高根務編『現代アフリカにおける国家、市場、農村社会』アジア経済研究所) pp. 169-190。
- [2001]「ケニア憲法改正問題の現在—『サファリ・パーク合意』とガイ調停—」(『アフリカレポート』第32号)。
- 高橋基樹[1996]「独立後ケニアの政治経済体制とその変動」(財団法人日本国際問題研究所『(平成7—8年度自主研究報告書) アフリカ諸国の「国家建設」と課題』財団法人日本国際問題研究所) pp. 81-99。
- [1998]「1990年代のケニアにおける「国家建設」の課題と展望」(財団法人日本国際問題研究所『(平成9年度自主研究報告書) アフリカ諸国の「国家建設」と課題』財団法人日本国際問題研究所) pp. 77-93。
- 松田素二[1999]「抵抗する都市—現代人類学の射程—」岩波書店。
- [2000]「日常的民族紛争と超民族化現象—ケニアにおける1997～98年の民族間抗争事件から—」(武内進一編『現代アフリカの紛争—歴史と主体—』アジア経済研究所) pp. 55-100。

〈外国語文献〉

Barkan, Joel D. [1979] "Bringing Home the Pork: Legislator Behavior, Rural

- Development, and Political Change in East Africa," in Joel Smith and Lloyd D. Musolf eds., *Legislatures in Development: Dynamics of Change in New and Old States*, Durham: Duke University Press.
- [1993] "Kenya: Lessons from a Flawed Election," *Journal of Democracy*, 4 (3).
- [1995] "(Debate: PR and Southern Africa) Elections in Agrarian Societies," *Journal of Democracy*, 6 (4).
- [1999] "(Books in Review) Regime Change in Africa," *Journal of Democracy*, 10 (2).
- Barkan, Joel D. and Njuguna Ng'ethe [1998] "Kenya Tries Again", *Journal of Democracy*, 9 (2).
- Blaustein, Albert P. and Gisbert H. Flanz eds. [1988] *Constitutions of the Countries of the World: Kenya*, New York: Oceana Publications.
- Bratton, Michael [1998] "Second Elections in Africa," *Journal of Democracy*, 9 (3).
- Burnell, Peter [2000] "The Significance of the December 1998 Local Elections in Zambia and their Aftermath," *Journal of Commonwealth & Comparative Politics*, 38 (1).
- Chege, Michael [1994] "Swapping Development Strategies: Kenya and Tanzania after Their Founding Presidents," in D.E. Apter and C.G. Rosberg eds., *Political Development and the New Realism in Sub-Saharan Africa*, Charlottesville and London: University Press of Virginia.
- Hornsby, Charles [1989] "The Social Structure of the National Assembly in Kenya, 1963-83," *The Journal of Modern African Studies*, 27 (2).
- Hyden, Goran [1999] "Top-Down Democratization in Tanzania," *Journal of Democracy*, 10 (4).
- Kanyinga, Karuti [1994] "Ethnicity, Patronage and Class in a Local Arena: 'High' and 'Low' Politics in Kiambu, Kenya, 1982-92," in P. Gibbon ed., *The New Local Level Politics in East Africa*, Sweden: Motala Grafiska AB.
- Lodge, Tom [1995] "The South African General Election, April 1994: Results, Analysis and Implications," *African Affairs*, 94.
- Mueller, Susanne D. [1984] "Government and Opposition in Kenya," *The Journal of Modern African Studies*, 22(3).
- National Election Monitoring Unit [1993] *The Multi-Party General Elections in Kenya: 29 December, 1992: The Report of the National Election Monitoring Unit (NEMU)*, Nairobi: National Election Monitoring Unit

- (NEMU).
- Nwosu, Nereus I. [2000] "The Nigerian Local Government Elections of 1998," *Commonwealth & Comparative Politics*, 38 (1).
- Okoth-Ogendo, H.W.O. [1972] "The Politics of Constitutional Change in Kenya since Independence, 1963-69," *African Affairs*, 71 (282).
- Republic of Kenya [1979] *1979 Population Census, Volume II, Analytical Report*, Nairobi, Central Bureau of Statistics, Ministry of Finance and Planning.
- Reynolds, Andrew [1995] "(Debate: PR and Southern Africa) The Case for Proportionality," *Journal of Democracy*, 6 (4).
- [1998] "Elections in Southern Africa: The Case for Proportionality, A Rebuttal," in Timothy D. Sisk and Andrew Reynolds eds., *Elections and Conflict Management in Africa*, Washington: United States Institute of Peace Press.
- Throup, David [1987] "The Construction and Destruction of the Kenyatta State," in Michael G. Schatzberg ed., *The Political Economy of Kenya*, New York, Westport, Connecticut and London: Praeger Publishers.
- [1992] "Daniel arap Moi (1924-), Vice President, President, Republic of Kenya, 1967-," in Harvey Glickman ed., *Political Leaders of Contemporary Africa South of the Sahara: a Biographical Dictionary*, Westport: Greenwood Press.
- [1993] "Elections and Political Legitimacy in Kenya," *Africa*, 63 (3).
- Throup, David and Charles Hornsby [1992] "Elections and Political Change in Kenya," *Journal of Commonwealth & Comparative Politics*, 30 (2).
- [1998] *Multi-Party Politics in Kenya*, Oxford, Nairobi and Athens: James Currey, East African Educational Publishers and Ohio University Press.
- Tsuda, Miwa [1996] (*IDS Miscellaneous Paper 122*) *Ethnicity and the 1992 Multi-Party Elections: the Case of Kikuyu Constituency, Kiambu District*, Nairobi: Institute for Development Studies, University of Nairobi.
- Wanjohi, G. Nick [1997] *Political Parties in Kenya: Formation, Politics and Manifestoes*, Nairobi: Views Media.

〈定期刊行物〉

The Weekly Review.

Daily Nation.

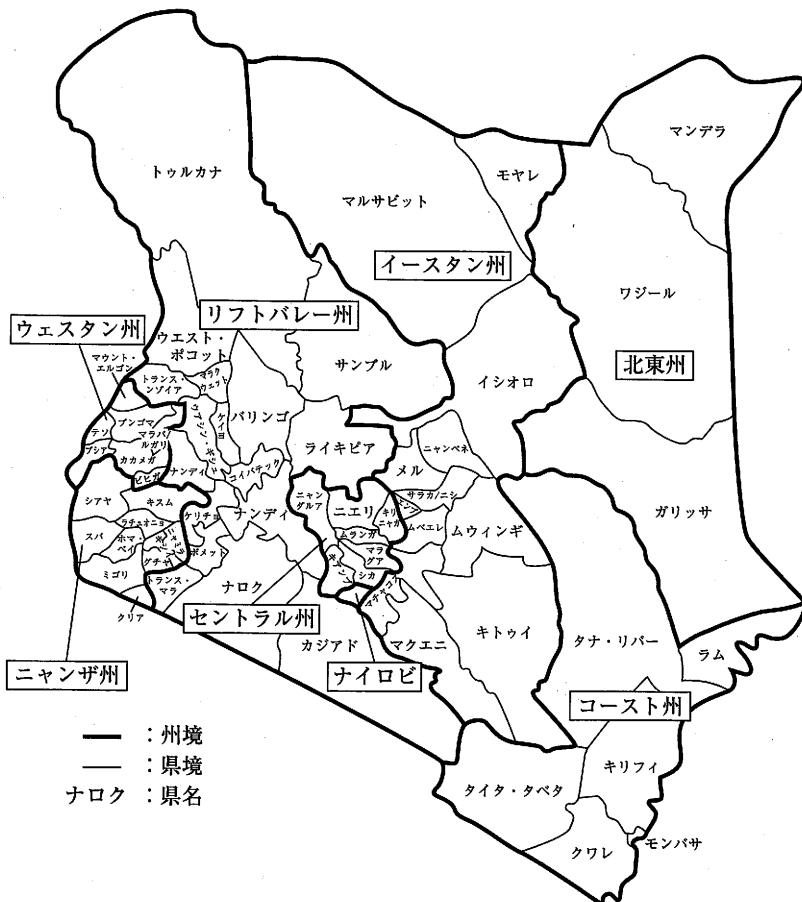
Sunday Nation.

Daily Nation on the web (<http://www.nationaudio.com/News/DailyNation/>).
Sunday Nation on the web (<http://www.nationaudio.com/News/DailyNation/>).

The Nairobi Law Monthly.

The Analyst.

ケニアの州・県 (1997年12月31日時点)



(注) (1) エンブ県とムベエレ県の境界線は特定できなかったため、便宜的に引いた。

(2) 1996年9月の選挙区改正による新設選挙区および線引き変更のなされた選挙区について
は境界線が特定できなかった。便宜的に改正前の選挙区を用いて県境とした。

(出所) 筆者作成。